

速報重要判例解説

【No.2004-007】

在監者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法 50 条，監獄法施行規則 130 条の規定は，憲法 21 条，34 条，37 条 3 項に違反しないとされた事例

【文献番号】	28082412
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第二小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成 15 年 9 月 5 日
【事件番号】	平成 10 年（オ）第 642 号
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	棄却
【裁判官】	亀山継夫 福田博 北川弘治 梶谷玄 滝井繁男
【参照法令】	国家賠償法 1 条 1 項

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

埼玉県弁護士会所属の弁護士である原告は、強盗事件について逮捕起訴された X の弁護人として選任され、公判期日において開廷前の法廷において、X にルーズリーフ・パッド及びボールペンをメモのために手渡したところ、X に付き添っていた東京拘置所職員によってこれを制限され、更に当該公判廷を担当していた裁判官の訴訟指揮によって拘置所の用意するメモ用紙を使用するよう求められた。また、別の公判期日において同裁判官は、裁判所が用意したメモ用紙を用いてメモをとることを求め、原告が用意したメモ用紙を使用すること、またその用紙を原告が持ち帰ることも許さなかった。そして、拘置所長は、原告と X との信書のすべての発受についてこれを開封し検閲の上、検閲済みの印を押捺して、発信・交付をおこなった。

原告は、上記のような法廷での被告人 X へのメモ用紙の交付に対する制限、X との信書の発受に対する検閲などの行為につき、弁護活動の侵害があったとして損害賠償請求訴訟を起こした。すなわち、「被疑者又は被告人と弁護人との間の自由かつ秘密のコミュニケーションの権利は、原則として制約することが許されず、罪証隠滅若しくは逃亡の防止又は監獄内の規律及び秩序の維持を目的として制約することは一切許されない。したがって、被疑者又は被告人と弁護人との間で発受する信書についても身柄拘束機関当局が検閲する旨規定する監獄法 50 条並びに監獄法施行規則 130 条 1 項及び 2 項は、B 規約 14 条 3 項及び 17 条並びに国際慣習法に違反し、違憲無効」であると主張し、請求原因として、

拘置所所長又はその命を受けた拘置所職員が原告と X との間の信書を検閲した行為、
拘置所職員が原告に対して X が原告に渡した手紙を提出するよう強請した行為、
拘置所職員が弁護人から被告人へのメモ用紙交付などを妨害した行為、
裁判官の一連の訴訟指揮

が、弁護人との間の自由かつ秘密のコミュニケーションの権利を侵害するものであって B 規約 14 条 3 項及び 17 条並びに国際慣習法に違反しており、原告の弁護活動の円滑な遂行を妨害したものであるとし、拘置所職員から原告に対して法廷内外でおこなわれた暴言が名誉感情を損なうものであるとして、100 万円の賠償請求をおこなったものである。

【一審判決】（浦和地判平成 8 年 3 月 22 日判例時報 1616 号 111 頁）

一審は、の法廷内における原告に対する暴言については違法としたものの、残りのから部分についての主張は退けた。

【二審判決】（東京高判平成 9 年 11 月 27 日（平成 8 年（ネ）第 1780 号、2158 号）公刊物未登載）

控訴審は、につき、在監者と弁護人との間で発受される信書を拘置所長が検閲することについての一審判断を支持した上で、未決勾留者が身体的自由その他の自由に合理的な制約

を受けることは止むを得ないものとして、「外部との自由かつ秘密の通信を許すことにより、逃亡または罪証隠滅の通謀や監獄の規律、秩序の紊乱を企てることが予想され、かつ外部的事情から通信の内容を推測することも困難であることから、これらを予防する方策として未決勾留による被拘禁者の発受する信書を検査し、その内容を知ることが必要かつ合理的な制約として許されると解され、監獄法50条、同法施行規則130条は、憲法21条に違反するものではない」と判示して原告の主張を退けた。

についても、原告への被告人所持の手紙の交付が宅下げに該当するものであってこれを履践するよう求めた適法な行為と判断した。

については、「看守が逃亡または罪証隠滅の防止並びに監獄の規律及び秩序維持を図るために法廷内において戒護作用を行うことはその職務上当然」のこととして適法とし、「刑事訴訟法39条2項ならびに監獄法施行規則127条2項が憲法に違反せず、人権B規約14条3項(b)(d)及び17条による権利が絶対的かつ無制限の権利ではない」としてその制約が許されるとした。

法廷における差し入れについては、「法廷は審理の場であって、弁護人と被告人との間で物の授受が行われることが当然に予定されている場所ではないし、差し入れ手続をするための東京拘置所の設備や備品が整っているものではないから」、「(拘置所職員らが)メモ・パッド等の差し入れ手続ができないとして東京拘置所での差し入れ手続を履践するよう求めたのには合理的理由がある」と判断した。また、パッド等は物の授受に当たらないとの原告側主張を排斥し、「パッド等の物品を在監者に交付し所持させようとするものである以上、差し入れ手続の対象となる物の授受にあたる」と解した。その上で、メモ・パッド及びボールペンの交付に拘置所職員が異議を述べたのは、「物の授受に該当するから差し入れ手続を履践されたいというものであり、差し入れ自体を拒否した(差し入れの制限をした)ものではない」として、原告と被告人とのコミュニケーションを不当に妨害していないと認定した。

についても、本件裁判において裁判長による訴訟指揮権の行使が被告人の防御権並びに原告の弁護権の行使に支障や不利益を生じさせたものではないとした。

また、の部分に関しては、「泥棒」という拘置所職員の発言は、に関わってXより原告に渡された手紙が宅下げ手続を経ていないもので違法な行為であるとして非難制止する目的で発せられたものであること、そうした事情が周囲の者に十分理解できる状況で発せられた言辞であることなどを理由に、名誉毀損に該当する違法な行為と認めることはできないとしてこれを取り消した。

原告はこの取り消し部分ならびにその他の認定されなかった損害について上告した。なお、本件国賠訴訟とは別に、被告人Xに対する刑事裁判においても、法廷におけるコミュニケーションに対する制約が訴訟手続の法令違反になるとして争われていたが、東京高裁は訴訟指揮権に基づく制約が許されると判断している(平成4年5月27日判例時報1433号139頁)。

2. 判決の要旨

上告審における多数意見は、監獄法50条ならびに監獄法施行規則130条が大法廷判決に違反するものでないという理由で上告を棄却した。

これに対して、梶谷、滝井両裁判官が請求原因 について、原判決のような解釈は刑訴法39条1項の規定の趣旨と合致せず、また、被勾留者と弁護人等との間の信書の授受に関する限りにおいて、市民的及び政治的権利に関する国際規約13条3項(b)及び17条の規定の趣旨に合致しないとして、反対意見を執筆した。すなわち、刑訴法39条1項の法意について「被勾留者は弁護人等と立会人なくして接見することができると規定しているのは、被勾留者とその弁護人等との間において、相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言の伝達等が、第三者、とりわけ捜査機関、訴追機関及び収容機関等に知られることなく行われることが、弁護人等から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠なものであるとの考えに立っている」として、コミュニケーションが秘密裏に行われることが完全に保障されると解した。そして、刑訴法39条2項が「接見又は授受については」「逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障ある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる」と定めている点につき、コミュニケーション内容の覚知は許されておらず、「訴追機関や収容機関側が重大な

関心を持つと考えられる内容にわたる可能性がある行為が行われることがあるとしても、そのことを理由にこの秘密交通権自体を制限することは許されない」とし、「刑罰権や捜査権の行使に何らかの支障が生じることがあり得るとしても、接見が秘密に行われることの重要性の前に譲歩」が求められているとして、右2項の「制限」も弁護人・被拘禁者間の秘密交通権の優位性を前提に解釈されると説いた。その上で、弁護人と被拘禁者との間に送受される信書については、これが「戒護に支障のある物」には当らず、信書の中にかかる可能性のある可能性について、一般的抽象的おそれだけで一律に信書を検閲することは、「必要かつ合理的制限の範囲を超える」ものとなるとした。

結論として、「弁護人等と被拘留者との間における信書の授受は、被拘留者が弁護人等意思の疎通を図って情報の提供や助言を受けるために認められた、憲法34条に由来する接見交通権の目的を達する上でも極めて重要な手段である」と解した上で、信書検閲が弁護人等とのコミュニケーションそのものを制限することを目的としておこなわれたものでないにしても、一律の検閲は、目的や範囲の正当性を考慮することを怠り、刑訴法39条1項の趣旨に反するとし、本件における拘置所長の信書閲覧は違法と判断するとした。

3. 本件判決についてのコメント

紙幅の関係もあり、本稿では上告審において反対意見の付いた、弁護人・未決拘禁者間の信書の発受に対する検閲を許容した法令が合憲と判断された点（請求原因 関係）を中心に検討を加えたい。

（1）裁判例

現行法上、在監者における信書の発受の制限に関する法的根拠は、監獄法50条の「接見ノ立会、信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム」との規定に基づき、同法施行規則130条が「在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ」として、2項において「発信ハ封緘ヲ為サスシテ之ヲ所長ニ差出サシメ受信ハ所長之ヲ開披シ検印ヲ押捺ス可シ」と定めている。ところが、未決拘禁者については、同施行規則においても特段の定めがなかった。裁判例においては、最も初期のものとして大阪地判昭和33年8月20日（判例時報159号6頁・判例タイムズ83号81頁）が、「刑事被告人の信書の発受を差し止め、信書に抹消、削除を加えることは、法の許容するところではないと解すべきである」としていたが、検閲については「刑事被告人が信書の開披審査によつて、その秘密を侵されることはやむをえない」と判示して、監獄法施行規則130条による信書の検閲が禁止されるものではないと解している（同旨の判例として、被告人の地位にある原告のポスター発信不許可が争われた東京地判昭和57年9月24日（判例時報1076号77頁）など）。

ところが、実際の拘置施設においては、昭和26年9月27日刑政長官通牒「刑事被告人の発する信書について」（矯保甲1292号）により、検閲のみならず、「信書の内容が施設の管理運営上発信を適当としないものについては、その長の意見により、被告人の意見如何に拘わらずその部分を抹消することができる」との運用がおこなわれていた。こうした処分について、東京地判昭和55年10月29日（矯裁例集（2）769頁）は、「（監獄法）46条の規定に鑑みると刑事被告人についても当該信書の受信を許すことが勾留の目的に反することが明らかであるとか、監獄の紀律保持の観点から有害である場合などには当該信書の受信差し止め、削除、抹消を監獄の長においてなし得るものと解するのが相当」として、幅広い裁量権を認めている。なお、未決拘禁者が発信した私信が検閲のため発信に遅れが生じたことが違法であるとして争われた事案について、最判平成6年10月27日（判例時報1513号91頁・判例タイムズ865号127頁）においては、「監獄法50条、監獄法施行規則130条に基づく信書に関する制限が憲法21条2項前段にいう検閲に当たらない」と判示している。本事件の一審判決においても、監獄「法50条が、未決勾留によって拘禁されている者を含む在監者の信書の検閲を予定している」との判断が示されている。

裁判例においては、こうした未決拘禁者の私信に対する検閲ならびにその余の処分（差し止め、削除、抹消など）について、これが弁護人との間で交わされたものである場合について明示的に判断した事案はなかったところ、未決拘禁者の発受する信書検閲につき、弁護人との間においては特段の配慮を求める趣旨の裁判例が現れた。大阪地判平成12年5月25日

(判例時報1754号102頁・判例タイムズ1061号98頁)は、拘留中の被告人と弁護人が発受していた信書につき、検閲・記録化された上その要旨が被収容者身分帳簿に記載され、その後、公判中に公判立会い検察官の照会に応じて右記載内容が伝達されるに至った事案について、刑訴法39条1項の趣旨から、「書類の授受の中でも、少なくとも被拘禁者と弁護人との間の信書の授受については、他の書類の授受や物の授受とは別個の考慮が必要」とした上で、検閲や記録化は許されず、「混入物の存否や実際に弁護人との間の信書であるか否か等の確認を許容する以上、その目的の限度で信書を開披し、その内容を収容施設側が閲読することも、許容されている」との限定的立場をあきらかにした。

また、監獄法ならびに同施行規則による在監者における信書の発受への制限についても、「弁護人との間の信書の授受について(刑訴法)39条で別に規定する刑訴法の内容とは相違に異なるものといわざるを得ず、憲法が規定する弁護人を依頼する権利に対する配慮が窺えない不備なものといわざるを得ない。したがって、監獄法及び監獄法施行規則の右各規定と刑訴法の右各規定とを整合性を有するように解釈する必要があることは明らか」との態度を示している。

右判決は、監獄法59条と同施行規則130条について違憲の主張ならびに国際人権B規約などの国際基準との乖離の主張を退けたが、憲法34条の弁護人依頼権の保障を具体化する規定としての刑訴法39条1項の趣旨が監獄法などの解釈にあたっては優位的に取り扱われることを明確にしたという点で高い評価が与えられる(宇藤崇・法学教室244号108頁・2001年1月参照。水谷則男・法学セミナー564号112頁・2001年12月は必ずしもそうした評価を示さない)。

(2) 本判決の理由付け

本件一審においては、原告が監獄法は被疑者被告人と弁護人とのあいだでの信書と、一般人とのあいだでの信書とを区別していないことを憲法34条違反に当たると主張したが、未決勾留の目的を達成することができなくなり、通信の内容が推測困難であるとの理由、また、被告人弁護人間のコミュニケーションを合理的な範囲内で手段又は方法を規制する効果を有するに過ぎないとの理由から、「必要かつ合理的な範囲にとどまる」との判断が示された。控訴審においても、本件検閲が必要最小限の制限としてなお合理性を欠くものとまでは言えないとされている。もっとも「未決拘禁されている被告人と弁護人との信書の授受について一律に本件のごとき検閲をすることの当否はなお検討されるべき問題であるとしても」との留保が示されている点には注意が必要であろう。

本判決では、上告を退けるにあたって格別の理由を示すことなく、監獄法50条及び同法施行規則130条の規定が憲法21条、34条、37条3項違反に当たらないことの根拠として三つの最高裁大法廷判決を挙げているに止まる。したがって以下では、本判決においてこれらの判例をもって原審の認定を支持しうるかどうかを検討する。

引用されたのは、【1】最大判昭和45年9月16日民集24・10・1410、【2】最判昭和58年6月22日民集37・5・793そして【3】最大判平成11年3月24日民集53・3・514である。【1】判例の事案は、在監者に対する喫煙を禁止した監獄法施行規則96条が、未決勾留により拘禁された者の自由および幸福追求についての基本的人権を侵害するもので憲法13条に違反するか否かが争われたものだが、これを引用した趣旨はおそらく同判決が「被拘禁者のその他の自由に対し合理的制限を加えることもやむを得ない」として訴えを退けた点にあるものと解される。しかしながら、本件においては未決拘禁者の信書の発受制限が一般的に合理的制限を受けるかどうか争われたのではない上、【1】判例は監獄における幸福追求の権利が公共の福祉の例外に服するか否かによって制限されるかどうか争点であったことを考えると、基本的に全ての信書を検閲する本件処分の措置の適法性を争っている場合に同判決を先例とするとの引用に疑問が残る。

また、【2】判例は、未決拘禁者の図書閲読の自由が侵害されたか否かが争われた事案だが、航空機乗取り事件に関する新聞記事の閲読を許すか否かは、拘留所内の静穏が攪乱され、所内の規律および秩序の維持に放置することのできない程度の障害を生ずる相当の蓋然性によって判断されるとされた。多数意見の引用は、最高裁が「具体的事情のもとにおいて、当該閲読を許すことにより監獄内の規律および秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、制限の程度は右

の障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまる」と判示した点を、本件においておこなわれた検閲というコミュニケーション制限が合理的なものである場合には、憲法19条ならびに21条の保障にもかかわらず違法とならないとの原審結論を正当化する根拠として引用した趣旨と解される。しかしながら、未決拘禁者における図書の「部分的な」閲読禁止処分を判断したケースを、弁護人と未決拘禁者間における「一律に」検閲することの当否をめぐる判断方法に適用することは適当とは思われない。

最後の【3】判例は、いわゆる接見交通権に関する大法廷判決であるが、本判決を引用することの趣旨は、たとえ憲法34条によって弁護人とのコミュニケーションが保障されるとしてもそれが絶対的なものではなく制限に服する場合があって、刑訴法39条2項に定める接見制限規定はその例外として合理的な許容範囲だと判示されたわけであるので、本件において弁護人と未決拘禁者間での信書の発受も制約を受けてよいとの立場を示すものであろう。しかしながら、【3】判例の事案では、39条3項の制限があくまで「接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ」とされたケースであって、本件のような「一律に」弁護人と未決拘禁者の間の信書を検閲する「コミュニケーション制限の手段」の是非を検討する先例としては相応しくないし、もとより、【3】判例においては、刑訴法39条3項が「弁護人等からされた接見等の申出を全面的に拒むことを許すものではない」として、全面的な接見拒否を許容するような措置は違法であると明示的に述べられていることに鑑みても、弁護人と未決拘禁者のコミュニケーション内容を「一律に」検閲することを許す趣旨とはむしろ反対の考えを示しているのであって、妥当な先例とは思われない。

このように、多数意見は憲法21条ならびに37条2項に弁護人被告人間の信書の一律検閲処分が違反しないとの結論が、「当裁判所大法廷判決・・・の趣旨に徴して明らか」とする。かかる「趣旨に徴して」という表現は類推の意味と解される（中野次雄編『判例とその読み方〔改訂版〕』（有斐閣・2002）68頁以下参照）が、上に述べたとおり、本事案において【1】ないし【3】の大法廷判決の判示部分の類推をなし得るとするのは疑問で、その射程を逸脱したものである。とりわけ、本件上告趣意は、弁護人と被告人間の信書の一律検閲が憲法31条の「法の適正な手続」要請違反とするのであるから、憲法31条に違反しないことを示す理由付けをすべきであるのに、その点について適当な先例を示していない点にも問題があると考え。前述したとおり、大法廷判決ではないが最判平成6年10月27日は、監獄法施行規則130条に基づく信書発信の制限を検閲に当たらないと判示していたのであるから、その射程を画するためにも、本件を大法廷に回付のうえ憲法判断を示すべき事案であったのではない。控訴審判決ですら、「一律に本件のごとき検閲をすることの当否はなお検討されるべき問題」としているのであるから、なおその必要性が大きかったものと解されよう。

（3）まとめ

少数意見は、当該信書について弁護人から真実発されたか否かの確認と、封印された信書中に弁護人からの信書以外のものが混入されていないかの確認だけは許容されるとして、コミュニケーションの制約もその限度でおこなわれるべきとしていた。米国の判例でも、受信文書について刑務所長は弁護士との文通の閲読は禁止され、禁制品の有無を確認するため被収容者の面前において内容物の開披のみできるとした判例（Smith v. Robbins, 454 F. 2d 696(1st. Cir. 1972), Ramos v. Lamm, 639 F.2d 559 (10th Cir. 1980), Taylor v. Sterrett, 532 F.2d 462 (5th Cir. 1976)）がある。国際的にみても、フランスやドイツで、弁護人であることが明らかな信書について検閲を禁じており（宮崎・五十嵐・福田編著『国際人権基準による刑事手続ハンドブック』（青峰社・1991年）133頁参照）国連原則18（『あらゆる形態の拘禁・収監下にあるすべての人の保護のための原則（保護原則）』（1988年12月9日国連第43回総会決議）においても、「検閲されることのない弁護士との交通する権利」には通信の授受も当然含まれると解されている。

以上述べたとおり、多数意見の引用する大法廷判決を類推するには本件事案の争点について射程範囲をあまりに逸脱しているか、適当な先例と言えないこと、また、本件のような弁護人と未決拘禁者間の信書に拘禁目的を阻害する危険性は存在せず、仮にあったとしてもそうした危険性回避については少数意見や米国の判例で示された限度でおこなえば足りるこ

と、国際的にみても弁護人との通信には格別の配慮がなされていることなどを考えると、本件のような信書の一律検閲は違憲違法なものと考えられるべきであろう（棟居快行「在監者の信書発受の自由」成城法学63号5頁（2000）参照）。

（平成16年2月24日）

著者：立命館大学教授 指宿 信